

定例教育委員会

議

案

議案第25号

坂井市教育委員会表彰規則に基づく教育委員会表彰について

坂井市教育委員会表彰規則に基づく教育委員会表彰について、次のとおり承認を求める。

平成31年3月13日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

平成30年度坂井市教育委員会表彰候補者名簿(追加分)

【スポーツ】団体

No.	賞の区分	団 体 名	大会名・成績	月 日	主催者等	備考
1	功績賞 ⑩	福井丸岡RUCK	第6回FUTSAL地域女子チャンピオンズリーグ 優勝	H31.3.3	【主催】(一財)日本フットサル連盟	

平成30年度 坂井市教育委員会表彰候補者一覧（追加分）

【坂井市教育委員会表彰規則第2条第1項第1号関係】

【功 績 賞】

No.	氏 名	学校名・役職等	該当する内規基準	現 況
1	たむら みやこ 田村 美弥子	三国北小学校・ 教諭	市内の小中学校に勤務する 教諭、養護教諭、栄養教諭、 学校栄養職員及び事務職員 で、専門的な調査研究又は 部活動等の指導者として、 顕著な功績のあった者	平成30年度 ふくい優秀教職員

議案第26号

坂井市キンダーホール三国条例施行規則の廃止について

坂井市キンダーホール三国条例施行規則の廃止について、次のとおり承認を求める。

平成31年3月13日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

坂井市キンダーホール三国条例施行規則を廃止する規則

平成31年3月13日

教育委員会規則第 号

坂井市キンダーホール三国条例施行規則（平成18年教育委員会規則第29号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

議案第27号

坂井市教育委員会の権限に属する事務委任及び
補助執行に関する規則の制定について

坂井市教育委員会の権限に属する事業委任及び補助執行に関する規則の
制定について、次のとおり承認を求める。

平成31年3月13日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

坂井市教育委員会の権限に属する事務委任及び補助執行に関する規則

平成31年3月13日
教育委員会規則第 号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、坂井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の一部を委任又は補助執行させることについて定めるものとする。

(委任)

第2条 教育委員会は、別表第1の左欄に掲げる機関に対し、同表の右欄に掲げる事務を委任する。

(補助執行)

第3条 教育委員会は、別表第2の左欄に掲げる職員に対し、同表の右欄に掲げる事務を補助執行させる。

(補助執行に係る事務の処理)

第4条 前条の規定による補助執行に係る事務の処理については、坂井市教育委員会事務決裁規程（平成18年坂井市教育委員会訓令第1号）その他関係規定の定めるところによる。

別表第1（第2条関係）

委任機関	委任事務
市長	幼稚園に関すること。

別表第2（第3条関係）

補助執行職員	補助執行させる事務
総合政策部まちづくり推進課に属する職員	コミュニティセンターにおける社会教育に関すること。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成31年4月1日から施行する。
(坂井市教育委員会の権限に属する補助執行に関する規則の廃止)
- 坂井市教育委員会の権限に属する補助執行に関する規則（平成26年教育委員会規則第9号）は、廃止する。

議案第28号

坂井市就学援助費支給要綱の一部改正について

坂井市就学援助費支給要綱の一部改正について、次のとおり承認を求め
る。

平成31年3月13日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

坂井市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱

平成31年3月13日
教育委員会告示第 号

坂井市就学援助費支給要綱（平成18年坂井市教育委員会告示第62号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「11,420円」を「11,520円」に、「22,320円」を「22,510円」に、「2,230円」を「2,250円」に、「40,600円」を「50,600円」に、「47,400円」を「57,400円」に、「1,570円」を「1,580円」に、「2,270円」を「2,290円」に、「3,620円」を「3,650円」に、「6,100円」を「6,150円」に、「21,490円」を「21,670円」に、「57,590円」を「60,300円」に、「実費（上限7,510円）」を「実費（上限7,570円）」に改め、同表備考を削る。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

坂井市就学援助費支給要綱(平成18年坂井市教育委員会告示第62号)新旧対照表

改正案 (新)				現行 (旧)					
別表第2(第7条関係) 就学援助費の支給額				別表第2(第7条関係) 就学援助費の支給額					
番号	費目		支給額		番号	費目		支給額	
			小学校	中学校				小学校	中学校
1	学用品費		11,520円	22,510円	1	学用品費		11,420円	22,320円
2	通学用品費(第1学年を除く)		2,250円	2,250円	2	通学用品費(第1学年を除く)		2,230円	2,230円
3	入学準備金		50,600円	57,400円	3	入学準備金		40,600円	47,400円
4	新入学学用品費		50,600円	57,400円	4	新入学学用品費		40,600円	47,400円
5	校外活動費	宿泊を伴わないもの	1,580円	2,290円	5	校外活動費	宿泊を伴わないもの	1,570円	2,270円
		宿泊を伴うもの	3,650円	6,150円			宿泊を伴うもの	3,620円	6,100円
6	学校給食費	実費	実費	6	学校給食費	実費	実費		
7	修学旅行費		21,670円	60,300円	7	修学旅行費		21,490円	57,590円
8	体育実技用品費(柔道・剣道)	—	実費(上限7,570円)	8	体育実技用品費(柔道・剣道)	—	実費(上限7,510円)		
9	通学費	実費の1/2	実費の1/2	9	通学費	実費の1/2	実費の1/2		
10	医療費	実費	実費	10	医療費	実費	実費		
11	PTA会費		3,000円	4,000円	11	PTA会費		3,000円	4,000円
12	独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金		460円	460円	12	独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金		460円	460円

備考

備考

- 1 入学準備金は、2月1日現在に市内に住所を有し、4月に小中学校に入学を予定している者に支給する。
- 2 新入学学用品費は、4月30日現在に各小中学校に在籍しており、4月1日から援助を開始する新1年生に限り支給する。ただし、既に入学準備金の支給を受けている場合は支給しない。
- 3 通学費は、スクールバス利用負担金又は通学定期券購入負担金の1/2を支給する。
- 4 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金は、4月1日から援助を開始する児童生徒に限り支給する。

議案第29号

坂井市文化財保存活用地域計画協議会設置要綱の制定について

坂井市文化財保存活用地域計画協議会設置要綱の制定について、次のとおり承認を求める。

平成31年3月13日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

坂井市文化財保存活用地域計画協議会設置要綱

平成31年3月13日
教育委員会告示第 号

(設置)

第1条 坂井市文化財保存活用地域計画の策定の基本構想並びに適切な運営及び活用について検討を行うため、坂井市文化財保存活用地域計画協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について検討を行うものとする。

- (1) 文化財の保存及び活用に関する基本的な事項
- (2) 文化財の保存及び活用に関する措置に関する事項
- (3) 文化財を把握するための調査に関する事項
- (4) 計画期間に関する事項
- (5) 文化財の保存及び活用の推進体制に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、坂井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認める事項

2 協議会は、前項の検討を終えたときは、教育委員会に報告するものとする。

(組織)

第3条 協議会は、30人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地元住民の代表
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事項が終了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、会議に必要なと認めるときには、委員以外の者の出席を求め、意見若

しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会文化課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

議案第30号

就学指定校の変更許可について

就学指定校の変更許可について、次のとおり承認を求める。

平成31年3月13日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫